

公益財団法人島根県暴力追放県民センター規程第20号

公益財団法人島根県暴力追放県民センター非常勤役員の費用弁償に関する規程を次のとおり定める。

平成23年4月1日

公益財団法人島根県暴力追放県民センター
理 事 長 今 岡 義 治

公益財団法人島根県暴力追放県民センター非常勤役員の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人島根県暴力追放県民センター（以下「センター」という。）定款第13条第3項及び第28条第3項の規定に基づき、この法人の非常勤役員の費用弁償の支給の基準について定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非常勤役員とは、常勤の専務理事を除くその他の理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 費用とは、非常勤役員がその職務の遂行に伴い発生する通信費、旅費（交通費、日当、宿泊料を含む。）及び手数料等の経費をいう。
- (3) 交通費実費弁償等とは、日当、交通費を含む費用をいう。

(費用弁償の種類等)

第3条 非常勤役員が職務のため旅行又は出張をしたときは、費用弁償としてセンター旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料を含む）を支給する。

- 2 前項の規程にかかわらず、非常勤役員が職務により評議員会、理事会その他の会議に出席したときは、費用弁償として交通費実費弁償等を支給する。ただし、常勤の役員については、交通費実費弁償等を支給しない。
- 3 非常勤役員が遠隔地から前項の会議に出席するため、特別の経費を要する場合には、センター旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第4条 前条第2項及び第3項の費用は、非常勤役員が前条第2項の会議に出席する都度、現金により支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。